

注意喚起情報のご説明

● クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について…

この加入契約は、クーリングオフの対象外となります。

● 傷害互助会制度の詳細について

傷害互助会制度の詳細は>[「豊田市青少年団体傷害互助会の手引き」](#)でご確認ください。尚、引受保険会社の保険約款は豊田市青少年センター（傷害互助会事務局）で閲覧できます。

● 保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金（入、通院見舞金等の傷害保険と損害賠償における賠償責任保険）の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、傷害日数見舞金については、保険会社の経営破綻にかかわらず、公益財団法人豊田市文化振興財団より支払われます。